

高等学校等就学支援金の手続き

🔍 高等学校等就学支援金とは

高校の授業料を、国が生徒に代わって負担する制度です。4月に申請をし、認定となった場合は、令和7年4月から令和7年6月までの授業料が無償となります。返済の必要はありません。
(※ 無償になるのは授業料のみです。その他の学校諸費等は無償にはなりません。)

💡 就学支援金制度を受けるためには、必ず申請が必要です！

📎 申請について

就学支援金の申請は、「高等学校等就学支援金オンライン申請システム」(以下、「システム」といいます。)で**オンラインにより申請**をしていただきます。

1. ログイン

「ログインID通知書」のIDとパスワードで、システムにログインします。

※ 「ログインID通知書」は、入学時に学校より配付します。

ログインはこちら →



2. 意向登録

申請をするか・しないかを選択します。

※ **申請しない場合は、授業料をご負担いただくことになります。**

3. 認定申請

- ① 所得確認の対象となる保護者等(裏面を参照)について、名前や生年月日などの情報を入力します。
- ② 審査に必要な課税情報やマイナンバー情報を登録します。
登録方法は、以下の3つから選べます。

マイナンバーカードを読み取る



マイナンバーを画面上に入力する



課税証明書・マイナンバーカードの写し等を提出する



■ 申請は、**令和7年4月18日まで**に完了してください。

■ オンラインでの申請方法については、「高等学校等就学支援金オンライン申請システム(e-Shien)マニュアル」をご参照ください。 マニュアルはこちら

■ オンラインでの申請以外に書類の提出が必要な場合(裏面を参照)は、配付した封筒に入れて、**令和7年4月18日まで**に提出してください。

■ インターネットに接続できる環境のない場合は、紙での申請も可能です。その場合は学校事務室までご連絡ください。



審査結果は、6月頃に学校を通じてお知らせします。



期限までに申請しなかった場合や、審査の結果、要件に該当しなかった場合は、授業料をご負担いただくことになります。

追加で提出書類が必要なケース

次の①～③に当てはまる方は、それぞれ必要書類を学校事務室まで提出してください。

① 収入状況の提出方法を「システム外で個人番号カードの写し等を提出する」を選択した方

→ **マイナンバーカードの写し、生活保護受給証明書、令和6年度の課税証明書 など**

※ 生活保護受給証明書は、3か月以内に発行された原本が必要です。

また、令和6年1月1日現在で生活扶助を受給していることが記載されている必要があります。

② 過去に在学していた他の高等学校で、就学支援金を受けていた方

→ **受給資格消滅通知書**(お手元がない場合は、お通いの学校事務室までご連絡ください。)

③ 生徒が令和7年4月1日時点で18歳以上であり、主たる生計維持者1名で申請した方

→ **扶養誓約書**(様式は、お通いの学校事務室より受け取ってください)

 **必ずご確認ください！**

よお確認
しいや！



税の申告はお済みですか？

- 今回の申請では、令和5年1月～令和5年12月の収入に基づく、**令和6年度の税情報**が必要です。
- 税の申告がされていないと、審査を行うことができません。
結果の通知が遅れたり、**授業料をご負担いただくこととなります。**
- ◎ **まだお済みでない場合は、必ず税の申告をしてください！**

税の更正があったら

税の更正があり、認定状況に影響が生じる可能性がある場合は、更正通知書や住民税の変更通知書を受け取った日の翌日から15日以内に学校事務室に申請・届出をしてください。

「保護者等」の考え方について

ここでは、所得確認の対象となる方のことを「保護者等」と呼びます。
「保護者等」は、原則、**「親権者」**であるため、必ず「親権者」の状況を確認してください。

親権者

- 親権者が2名いる場合は、2名について所得確認をします。世帯主のみではありません。
- 再婚の場合は、養子縁組をされない限り、親権者は1名です。(実親同士の再婚を除く)

親権者がいない

未成年後見人

- 家庭裁判所で選任され、扶養義務を持つ場合に限ります。

未成年後見人がいない

主たる
生計維持者

- 親権者や未成年後見人がおらず、生徒を扶養している方(=主たる生計維持者)がいる場合は、扶養関係の確認として扶養誓約書などの提出が必要となります。

主たる生計維持者がいない

生徒本人

- 生徒本人の収入で生活している場合や、生徒が児童養護施設や里親のもとで養育されているを「保護者等」とします。

※ 「保護者等」を誤って申請・支給が行われ、それが明らかになった場合は、支給を受けた者から不正利得として受給額が徴収されます。また、偽り・その他不正の手段により支給を受けた者は、3年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処せられます。

保護者に変更があった場合

在学中、離婚・死別・養子縁組などにより、**保護者等に変更があった場合は、学校にご連絡ください。**

※ 就学支援金を受給されている場合は、変更後も引き続き受給できるかを確認する必要があります。
受給されていない場合も、保護者等の変更に伴って受給対象となる可能性があります。